

要望書

令和 7 年 11 月 26 日

豊橋市議会議長 小原昌子様

豊橋市花園町 45 番地の 2
有限会社テルメディカケアアシスト
代表取締役 坂田憲彦

要望内容

通所介護(老人デイサービス)施設基準の緩和をお願い申し上げます。

記

① 事業運営する際にビル内のエレベーターを利用して他の階層へ移動できるように基準を緩和してください。

現在、一階層のみの使用を認可し他層階への移動を禁止する移動制限が行われています。

② 高齢者の大量増加に備え自立支援介助、重度化防止へ厚生労働省は方針を示しております。最低限必要な生活動作介助から生活手段動作、具体的には洗濯機の使用方法、掃除動作、戸締りの動作、火の元の管理、服薬管理、買い物動作、調理動作、金銭管理など具体的な生活動作に加えて、社会参加訓練では生きがいの実現も加わり、魚釣りが出来るようになるとか、公共機関を利用してコンサートに出かけるとか、娘、孫とメールをする、畑仕事を行う、駐車場を利用して車の乗り降り、地域社会での生活リハビリ訓練などが訓練項目に掲げられております。介護保険法の改正に合わせた施設基準緩和が必要です。

社会福祉法のもと介護保険法を変更するとされております。開始以来 1 度も施設基準は変更されおりません。ぜひ施設基準緩和を働きかけていただきたい。

以上